

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	主 査	主 査	担 当	文書取扱主任		

第 14 回 経 済 建 設 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日		平成 20 年 11 月 25 日（火曜日）		開会 10 時 00 分		閉会 12 時 31 分	
開催場所		第三委員会室					
出席委員		山木、清水、中田、山腰、田村、水口				事務局	田湯次長
		委員外議員～窪之内、井上					山本主査
欠席委員		なし					
説明員		別紙のとおり					
議 件		別紙のとおり					
議 事 の 概 要	1. 所管からの報告事項について						
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、報告済みとした。						
	(1) 平成 20 年度除排雪計画について						
	(2) 下水道事業の公営企業への移行について						
	(3) 滝川市下水道事業の設置等に関する条例の制定について						
	(4) 滝川市手数料条例の一部を改正する条例について						
	(5) 滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について						
	(6) 専決処分について（調停の申立て）						
	(7) 市営住宅泉町団地建替計画について						
	(8) 専決処分について（車両損傷事故の補償）						
	(9) 原油価格高騰緊急対策資金の途中経過について						
	(10) 産業ステップアップ支援事業結果について						
	(11) 秋の丸加コスモスフェア開催結果について						
	(12) 滝川高等技術専門学院跡地対策について						
	(13) たきかわ冬まつり「全道雪中綱引き大会・冬のうまいもん」の見直しについて						
	(14) 空知農業改良普及センター中空知支所滝川分室の統合提案に係る対応について						
	(15) 畜産試験場滝川試験地の廃止提案について						
	(16) 平成 20 年度産麦・米の出荷状況について						
	(17) たきかわ物産展 i n 東京の結果について						
2. 第 4 回定例会以降の調査事項について							
別紙調査項目のとおりとすることに決定した。							
3. その他について							

平成20年11月21日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘

経済建設常任委員会への説明員の出席について

平成20年11月6日付け滝議第123号で通知のありました経済建設常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

経済部長	多 田 幸 秀
経済部商工労働課長	若 山 重 樹
経済部商工労働課元気タウン推進室長	千 田 史 朗
経済部商工労働課元気タウン推進室次長	長 瀬 文 敬
経済部商工労働課産業観光振興室長	志 賀 久 幸
経済部商工労働課産業観光振興室主査	前 田 昌 敏
経済部商工労働課産業観光振興室主査	諏 佐 孝
経済部農政課長	新 井 敏 幸
経済部農政課副主幹	鎌 塚 忠 夫
経済部農政課主査	木 村 純
経済部農政課主査	阪 本 康 雅
建設部長	岡 部 豊
建設部土木課長	大 平 正 一
建設部土木課副主幹	川 本 滋
建設部土木課都市計画室長	千 葉 強
建設部土木課都市計画室副主幹	武 藤 一 男
建設部土木課都市計画室主査	上 田 博 文
建設部土木課都市計画室事務主任	赤 松 敏 子
建設部建築住宅課長	三 谷 文 彰
建設部建築住宅課副主幹	伊 藤 和 博
建設部建築住宅課副主幹	鎌 倉 幸 男
経済部商工労働課主幹	庄 野 雅 洋
経済部農政課副主幹	北 野 清 隆
経済部営農振興室長	福 島 卓

(総務部総務課総務グループ)

第 14 回 経済建設常任委員会

H20. 11. 25 (火) 10:00

第 三 委 員 会 室

○ 開 会

○ 委員長挨拶 (委員動静)

1. 所管からの報告事項について

《建設部》

- | | |
|---|------------|
| (1) 平成 20 年度除排雪計画について | (資料) 土 木 課 |
| (2) 下水道事業の公営企業への移行について | (資料) 土 木 課 |
| (3) 滝川市下水道事業の設置等に関する条例の制定について | (資料) 土 木 課 |
| (4) 滝川市手数料条例の一部を改正する条例について | (資料) 建築住宅課 |
| (5) 滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について | (資料) 建築住宅課 |
| (6) 専決処分について (調停の申立て) | (資料) 建築住宅課 |
| (7) 市営住宅泉町団地建替計画について | (資料) 建築住宅課 |

《経済部》

- | | |
|--|------------|
| (8) 専決処分について (車両損傷事故の補償) | (資料) 商工労働課 |
| (9) 原油価格高騰緊急対策資金の途中経過について | (資料) 商工労働課 |
| (10) 産業ステップアップ支援事業結果について | (資料) 商工労働課 |
| (11) 秋の丸加コスモスフェア開催結果について | (資料) 商工労働課 |
| (12) 滝川高等技術専門学院跡地対策について | (口頭) 商工労働課 |
| (13) たきかわ冬まつり「全道雪中綱引き大会・冬のうまいもん」の見直しについて | (資料) 商工労働課 |
| (14) 空知農業改良普及センター中空知支所滝川分室の統合提案に係る対応について | (資料) 農 政 課 |
| (15) 畜産試験場滝川試験地の廃止提案について | (資料) 農 政 課 |
| (16) 平成 20 年度産麦・米の出荷状況について | (資料) 農 政 課 |
| (17) たきかわ物産展 i n 東京の結果について | (資料) 農 政 課 |

2. 第 4 回定例会以降の調査事項について (別紙)

3. その他について

4. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第14回 経済建設常任委員会

H20.11.25 (火)10:00～

第 三 委 員 会 室

開 会 10:00

委員動静報告

委 員 長

全員出席。委員外議員～窪之内、井上議員。空知新聞社の傍聴を許可する。

1. 所管からの報告事項について

(1) について説明を願う。

(1) 平成20年度除排雪計画について

川本副主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わった。質疑はあるか。(なし) (1) について報告済みとする。

(2) について説明を願う。

(2) 下水道事業の公営企業への移行について

千葉室長

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わった。質疑はあるか。

山 腰

企業会計への移行について、端的に言ってメリット、デメリットはどうか伺う。

千葉室長

情報公開の中では特別会計の部分は、バランスシート、損益計算書、キャッシュフロー的なものを月別に表示するのは困難であるが、企業会計についてはその状況を見やすく直ちに公表できるということが第一のメリットと考えている。他に質疑はあるか。

委 員 長

副委員長

千葉室長

この件については今まで報告がなかったと思うが、12月議会の議案になるのか。企業会計移行についてはタッグ計画に基づいて施策のほうから出てきたものだが、平成19年2月の経済建設常任委員会のときに移行するということは報告済みである。提出予定だが、条例については市議会第4回定例会、予算については市議会第1回定例会で説明したい。

副委員長

千葉室長

メリットについて説明があつたが、一番の目的は何かまとめて説明願う。

メリットについては先ほども説明したが、1つ目は、私どもの会計は20億円の下水道事業特別会計で、現在起債高が160億円ぐらいであり、起債の残高というのは滝川市本庁舎と比較すると、滝川市自体が160億円に匹敵するようなもので、小さい会計の中で大きな起債を持つという疑問点があつた。情報公開してわかりやすい経理とする。2つ目は、会計上で値上げ等の状態のときに説明資料的にはわかりやすい整理ができる。3つ目は、消費税納付額に若干の軽減があるという説明の額面的メリットがある。4つ目、企業会計について国が地方公営企業法に基づく中で下水道事業だけは非適用で、企業会計に移行してもどちらでもよい選択になっているが、国の近々の状況としては企業会計移行に対して交付税措置を取りながら支援体制を取っている。以上4つのメリットから企業会計へ移行することにした。

副委員長

議案審査に当たらないということだが、条例と予算と全く別の議会ということで、具体的にどうかということは、条例の審議では数字などは出てこないのここで聞きたいと思う。平成21年度当初の貸借対照表で見ると流動資産は2億円、流動負債が28億円、現金・預金は9,200万円。病院会計の場合は流動資産から流動負債を引いたものがほぼ預金に合うというのが企業会計の特徴だ。これは相関性がないがどうなのか伺う。

赤松事務主任 流動資産の関係だが、開始の貸借対照表の現金・預金は9,250万7,000円で、その下の未収金1億1,388万7,000円があり、これが特別会計でいう未納になっている調定額である。打ち切り決算なので、特別会計であれば4月、5月に出納閉鎖期間があり、その部分も未納とはならないで現金が入ってくるものだが、今年度は3月で打ち切りになるので、4月、5月に入金分、昨年であれば1,200万円程度が未収金として残る。過去の滞納部分が入って1億1,388万7,000円で、開始の時点の関係もあり未払金も同様で、流動資産から流動負債を引いて現金・預金とぴったり合うことにはならない。

副委員長 了解した。

委員長 他に質疑はあるか。

井 上 ① 相当な企業債があるようだが、水道企業会計では金利の低い中、借りかえで大きく利息軽減をしているか伺う。資料2の4の事業資金計画書の最後の平成30年に金額が倍になるのはなぜか。

千葉室長 ② 下水道事業の公営企業への移行の考え方で、情報公開ができて透明性が上がり、その報告がきちんとできるということだが、今後の審議形態で議会報告などが変わってくるのか。

② 予算的には予算審査特別委員会、決算審査特別委員会では通常の特別委員会と同様に審査、審議をする。市民に対する公表については年2回報告する。

① 借換債については約48億円を六、七回の借りかえをして、最終支払い見込み額で10億円程度の軽減になる。289億円の固定資産合計だが、今まで特別会計ではこのような表現の仕方はしていなかったが、滝川市規模で投資した金額は昭和44年から1,600ヘクタールを整備して来たので、企業会計の手順で貸借対照表の資産を公表すると資料のとおりとなり、ふえているわけではなく切りかえた時点で数字を明らかにするところなる。資料2の4の中で、これは予定した概数だが、貸借対照表の中に未収金を2,000万円ほど含んでいて、実質繰越金は今、4,800万円、4,300万円と現金高を記載しているが4月以降になると未収金を含めて2,000万円～2,500万円ぐらいになる。

井 上 10年後の平成30年度にこの数字に上がる理由を聞いている。

赤松事務主任 現金・預金の平成21年度、9,250万7,000円からスタートして最後8,900万円だが、未払金が2,000万円ずつあるということと、それぞれの年度で2,000万円ずつ落としていくと平成29年度では2,500万円ぐらいになる。平成30年度で2,000万円落とすと4月にはお金を払うので剰余金として残る現金は、6,900万円ぐらいと見込んでいる。元金償還が減ってくるということと、繰り上げ償還の効果が平成30年度ぐらいに出てくる。消費税の節約分が今回企業会計へ移行することで未払金6,900万円に消費税を見込んで8,900万円が3月末に残る。

井 上 起債償還をかえたということはいいいと思うが、償還率の大きな金利のゾーンはどうなっているのか。

上田主査 平成19年度～21年度の合計で48億円の繰り上げ償還をしている。過去に借りた5%、6%、7%台が起債残高140億円のうち48億円が来年借りかえして償還が終わる。それ以下の4%～2%の割合については、資料がないので正確には答えられないが、48億円の部分が5%以上、今借りかえして1.65%で計算している。2.5%で借りかえしたら10年間で6億5,000万円～10億円のメリットがあると経済建設常任委員会でも説明していたが、今は、金利が安いため9月に借りた金融公庫の分が1.65%。10年間では2.5%で計算したものより約10

委員 長 億円少なく年間1億円のメリットが出ると計算している。
他に質疑はあるか。(なし) (2)について報告済みとする。
(3)について説明を願う。

千葉室長 (3) 滝川市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
委員 長 (別紙資料に基づき説明する。)
説明が終わった。質疑はあるか。(なし) (3)について報告済みとする。
(4)について説明を願う。

三谷課長 (4) 滝川市手数料条例の一部を改正する条例について
伊藤副主幹 (別紙資料に基づき説明する。)
委員 長 (別紙資料に基づき説明する。)
山 腰 説明が終わった。質疑はあるか。
手数料が50%も上がって収益につながるとは思うが、住宅を建てる人の負担がふえるわけだが上限があると思う。これは全国一律なのか、それとも北海道だけとか、定めはないのか。滝川市だけ状況判断して北海道に上乘せして決めた数字なのか伺う。

三谷課長 確認手数料の額については、各自治体の権限で決めていて上限はない。滝川市
山 腰 においては北海道と同額の金額できている。
下げることはなかなかしないが、北海道が上げているからそれに倣えばよいということだが、例えば滝川市が住宅の受注が少ない中で、これを上げれば建築費も上がる。その状況の中で北海道が既に上げているから当然滝川市もやるべきだという判断でこの数字になるのか。北海道は50%だが滝川市は45%にすべきとかの議論はなかったのか伺う。

三谷課長 今回の手数料の改正理由は、先ほど説明したように、全道の限定特定行政庁の
山 腰 各市の動向も見ながら上げることを判断したものである。
それはあなた方が判断したことで払うほうの判断ではない。調査項目もふえ、今まで以上に50%も多く経費がかかってくることになり、やむを得ずアップするというのならわかるが、チャンスと思って上げたのではないか。

三谷課長 今回業務がふえた理由は構造関係の規定が厳格化され、それに伴い滝川市の確
山 腰 認により、今までなかった構造関係の審査がかなりふえた。図面の審査、使用木材の検査等、耐震偽装問題に関し国の方針に基づき業務がふえたことでやむを得ないことと思っている。

いかに国や道の指導があっても、現行手数料が上がっていけば家を建てる人も少なくなるだろうし、50%上げた理由を明確にしなければならない。滝川市はこのままでいきたいが、やむを得ず50%にしたというならわかる。北海道がやったから当たり前のように50%上げるという感覚がおかしいと思う。今どき50%を一度に上げるものはあるか。油でも徐々に上がっていったのにおかしいと思う。意見とする。

委員 長 他に質疑はあるか。(なし) (4)について報告済みとする。
(5)について説明を願う。

(5) 滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
三谷課長 (別紙資料に基づき説明する。)
鎌倉副主幹 (別紙資料に基づき説明する。)
委員 長 説明が終わった。質疑はあるか。

田 村	暴力団員の中に構成員も含むとあるが右翼はいいのか。足を洗って5年たった場合は市民とみなすとのことだが、その辺の考え方と契約書は新たに作るのか別ページでつけるのか伺う。
鎌倉副主幹	定義的には広域的暴力団の指定を受けた団体の構成員である。警察署との協定書も新たに交わすことにしている。
三谷課長	補足する。5年前に暴力団員であってその後外れた場合ということであるが、この条例で対象になるのは現時点で暴力団員かそうでないのかということである。契約書の関係では新たには取り交わさない。新規に入る人に対しては警察署に照会をするが、既に入っている人については特に取り決めはない。ただし、新たに暴力団員になったとの情報があつた場合は警察署に照会することは可能である。新たに公営住宅に入居、または同居継承する者については、警察署に照会してよいかという同意書をもらう。今回の条例で該当するのは指定暴力団ということで、公安委員会で指定された団体を対象にしている。
田 村	暴力団員を見分けるのは難しいことではない。滝川市には暴力団員が現在 64 人いるが、警察と連携が取れているのなら 64 人の名前を把握しているのか。
三谷課長	把握していない。
委員 長	他に質疑はあるか。
山 腰	今までも入居者の資格というものがあつたと思うが、現条例の中には暴力団という文言は一切なかったのか。また、何で今入れるのか。
三谷課長	現在の条例では迷惑行為をした者との表現はあるが、暴力団員という文言は今回が初めてである。今までは暴力団員だから入居できないということはなかった。
山 腰	せつかくの条例をつくらうとしているのに、問題は情報を提供してくれる警察署だ。その情報を的確に受けるかという滝川警察署と密なコンタクトを取ってやれるかということで、情報を提供してくれなければ意味がない。警察署長に暴力団員の情報を提供する義務はあるのか。
三谷課長	警察署には情報を与える義務はない。これらの情報は個人情報になるので、警察署から情報を得てもよいという協定を交わして情報をもらう。
委員 長	他に質疑はあるか。(なし) (5)について報告済みとする。 (6)について説明を願う。
三谷課長	(6) 専決処分について(調停の申立て) (別紙資料に基づき説明する。)
委員 長	説明が終つた。質疑はあるか。(なし) (6)について報告済みとする。 (7)について説明を願う。
三谷課長	(7) 市営住宅泉町団地建替計画について (別紙資料に基づき説明する。)
委員 長	説明が終つた。質疑はあるか。
山 腰	① 50 年以上たっているので建てかえ計画は当然だと思うが、平成 25 年度までに 40 戸だが、1 棟の建設費と合計は幾らか。
三谷課長	② 住宅の内容は旧住宅とは利便性に差があるか、バリアフリーなど内容がどう違うのか説明願う。 建設費は1戸当たり 1,600 万円、1 棟 10 戸で 1 億 6,000 万円になる。これが 4 棟で合計 6 億 4,000 万円、諸経費を含めて 7 億円ぐらいになる。住宅の概要は基本的には江陵団地から行っているユニバーサルデザインを採用している。

ユニバーサルデザインとはバリアフリーの上をいくような、身体障がい者や高齢者、すべての人が使いやすいというもので、断熱工法は外断熱工法を用い省エネで環境に優しいという工法とする予定である。

山 腰

今の時期に外断熱とか内断熱の時代ではないと思うが、滝川の業者はコストの面からも外断熱工法をマスターしていると思うが問題はないか。

三谷課長

外断熱工法については市としては、平成17年度から始めていて3年経過しているので浸透してきている。これからの市営住宅は外断熱が主体になると思う。

山 腰

地元採用はできるか。

三谷課長

できる。

委員 長

他に質疑はあるか。

水 口

現団地の除却年度はわかったが、住みかえがいつから始まるのか。4年にわたってということだが、前倒しの発注がもしあった場合、住みかえはスムーズにいくように考えているか。

三谷課長

住みかえについては、入居者の意向調査をしてこの計画を立てたが、まだはっきりしていない方もいる。今後、入居者と協議をしながら、どこに住みかえていくかということを決めていかなければならないと思う。第1回目の意向調査の中では現団地の中で住みかえをしながら、新しい住宅ができたならそこに入りたいという人が多かった。そのほかに既存の団地に行きたいとか、来年できる栄町の団地に行きたいとの希望もあった。今後さらに意向を確認しながら、スムーズにいくように進めていきたい。

水 口

前倒し発注はないと考えていいか。

三谷課長

住みかえがうまくいき、他の団地に行く人が多ければ、前倒しも可能性はあるかと思う。

委員 長

他に質疑はあるか。

中 田

団地はわかったがあのかは複雑で、余りいい状況ではないと思うが、その辺の考えはどうか。

岡部部長

この団地の建てかえに伴い、道路については団地側に食い込ませて市道をきちんとしたいと思っている。団地の中の道路が悪いので団地が完成した後は、市道の整備をしたいと考えている。

委員 長

他に質疑はあるか。

清 水

① スtock活用計画の変更があるかどうか。

② 建てかえのための引っ越し時期はいつになるのか。

③ 今度は公益地がふえるので、高齢者だということもあって、きちんとした自治会でないと大変だと思うが自治会対策はどうするのか。

三谷課長

① スtockの計画変更はある。当初、建てかえ後は50戸を予定していたが、40戸に変更になる。

② 新住棟は2階建てになるので着工は6月ころで、完成が次年度の3月ころ、引っ越しの時期は3月末の予定である。出る方については平成22年度着工なので、平成21年度にかけて順次、決まった人から出ていい、この団地で住みかえをしながら新しい住宅に入る希望者もいるので、そういうことも考えている。雪が降るまでに住みかえはできると思う。

清 水

① スtock活用計画の変更があるのであれば、泉町団地だけでなく、全体でどう変わるのかということも示すべきで、今後の常任委員会に出すということを検討していただきたい。

	② 引っ越しのことを聞いたのは、3月末に入居と言ったが、ここに住んでいる方は70代、80代の方で、3月末がどんな時期かを考えたら、命にかかわる。まして、この年代の人は頑張り屋が多くて無理を重ねている。夏と寒い冬を避けて6月とか9月にやらないとだめだと思うが再度伺う。
三谷課長	① ストックの変更だが、今、見直し作業をやっていて、次回の委員会で説明できると思う。
	② 引っ越しの時期であるが、2階建て住宅ということで、江陵の2期目からこういった状況で行っている。委員の言われるとおり高齢者には厳しい時期だと思うので、工期については検討したい。自治会対策については、現在町内会では公営住宅の人も含めて、1棟10戸なので各棟に会長、副会長を1人置き、管理人が1人いる体制でよいと思っている。
副委員長	引っ越し時期については当然検討し、江陵団地の教訓を生かさないと言行政としては失格だと思う。自治会については江陵団地でこりていると思うので、市が一定の方向性を示すことが必要と思う。管理人を置くということと共益費を集めることでどれほど差があるのかといったことを母体にして町内会活動をすればよいと思う。今検討されているということなので終わる。
委員長	他に質疑はあるか。(なし)(7)について報告済みとする。ここで所管入れかえのため休憩する。
	休 憩 11:21
	再 開 11:28
委員長	再開する。(8)について説明を願う。
	(8) 専決処分について(車両損傷事故の補償)
千田室長	(別紙資料に基づき説明する。)
委員長	説明が終わった。質疑はあるか。
山 腰	午前11時ころということで同時に3件発生したのであれば、1件目発生した時に管理者として対応がくれたことにならないかと思う。同時に3台並んで行ったわけではないと思うが、対応がくれたということはないのか伺う。
千田室長	駅前商店街が管理している駐車場で、1件目についてはグレーチングというふたが飛んだということで事故当事者が元に戻した。続けて通った方が気づいてまたふたを元に戻した。3件目についてはふたが車両の下をくぐったことにより車両が動かなくなったことで初めて通報があってわかった状況であり、現場についてはすべて補修は終わっている。
委員長	他に質疑はあるか。(なし)(8)について報告済みとする。
	(9) 原油価格高騰緊急対策資金の途中経過について
長瀬副主幹	(別紙資料に基づき説明する。)
委員長	説明が終わった。質疑はあるか。
副委員長	7件ということだが、市が発行する書類による手続きが簡単に行われているのか流れについて伺う。
長瀬副主幹	市では金融機関を含めて調整が終わって、幹旋書という形の中で認めている。希望価格については申請書に基づいてついてくるが複雑な書類ではないと考えている。
副委員長	信用保証協会の保証が8割になった。それを時限措置で1年半だけ10割にするということで非常に借りやすい制度なのだが、ほかの自治体と比べると7件というのは少ないと思う。きのう、深川市の議員から聞いた話では、深川市は既

に20件と言っていた。周知徹底ということで、商工会議所を含めて金融機関が中心に精力的に行う必要があると思うがもう一度伺いたい。

長瀬副主幹 深川市の事例は聞いていないが、各金融機関と保証協会を回ってみたが、滝川市の件数は金融機関の部分で聞くと融資申込件数が、4割ぐらい減っている。借りる方が減少していると考えられる。中小企業特別融資についても3割ぐらい減っている状況で、各金融機関にはお願いしながらこういった部分の周知徹底を図っているところである。

委員長 他に質疑はあるか。(なし) (9)について報告済みとする。
(10)について説明を願う。
(10) 産業ステップアップ支援事業結果について
(別紙資料に基づき説明する。)

若山課長 説明が終わった。質疑はあるか。
委員長 助成採択事業を決定したわけで、既に店のほうには連絡してあると思うがきょう公表できないのか。
山 腰 公表は差し支えない。美容室で文屋内科消化器科医院の向かいの「ティーズヘア」、駅前白木屋向かいの雑貨家具、中島健氏の創業の会社、飲食店では本町のお好み焼きの「丸一」の3件である。

若山課長 公表は差し支えない。美容室で文屋内科消化器科医院の向かいの「ティーズヘア」、駅前白木屋向かいの雑貨家具、中島健氏の創業の会社、飲食店では本町のお好み焼きの「丸一」の3件である。

水 口 不採択事業の3件はどういう分野だったのか説明願う。
若山課長 不採択3件のうち、春と秋に申請を出している喫茶店を運営しながらクリーニングの取り次ぎや、生活雑貨を販売したいという企業が1件と、OA機器のリサイクル事業が1件で実質2件である。

委員長 他に質疑はあるか。(なし) (10)について報告済みとする。
(11)について説明を願う。
(11) 秋の丸加コスモスフェア開催結果について
(別紙資料に基づき説明する。)

若山課長 説明が終わった。質疑はあるか。
委員長 質疑はあるか。(なし) (11)について報告済みとする。
(12)について説明を願う。
(12) 滝川高等技術専門学院跡地対策について

若山課長 口頭で報告する。跡地というよりも跡施設の有効活用ということで、滝川高等技術専門学院の存続については道議会に対して要望してきたところであるが、廃止が決定された後も、高等技術専門学院が果たしてきた職業訓練の火を消さないということで、地元の機関において訓練ができるよう人的、金銭的支援を要望してきた。その一つとして滝川高等技術専門学院の跡施設の活用については、本市施策を勘案して特別な便宜を図ってくれるよう要望も同時に行ってきた。北海道から滝川市が有効利用するというのであれば、それを優先するという解答を得ていたが、期間が過ぎる中で「平成21年度では、道では解体費を予算化したいという情報を得たので、早速、道庁に行って滝川市のまちづくりの考え方を示しながら、跡施設の有効利用を検討するということで最低でも半年の猶予期間を願ってきた。先般、北海道から平成21年度は解体設計のみを予算化し解体はしない。滝川市からの跡施設の活用計画の提案を待つことにする。来年度余りにも提案が長引くのであれば解体設計だけでも発注したい」との連絡があった。北海道の方針は売れば、更地にして売りたいと経済部内では方向づけている。市からも北海道に対して有償、無償もあるが有償の場合の譲渡

価格だとか賃貸は可能なのか、可能であれば賃貸料は幾らぐらいかといった質問もしてきている。庁舎内では有効利用案が出されているが、まだ煮詰まっていないので関係者で検討会議を開いて案をまとめ報告したい。しかし、譲渡価格がわからない中では先に進むことはできないので、再度、譲渡価格や賃貸の条件を反映するよう要請している。

委員長

質疑はあるか。(なし) (12) について報告済みとする。

(13) について説明を願う。

(13) たきかわ冬まつり「全道雪中綱引き大会・冬のうまいもん」の見直しについて

庄野主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。(なし) (13) について報告済みとする。

(14) 空知農業改良普及センター中空知支所滝川分室の統合提案に係る対応について

新井課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

副委員長

① 3年前に分室になったときの普及員の人員が何人から何人に減ったのか伺う。

② 統合場所の確保ができたというのは納得できない話である。進め方に問題があると思うので、資料の2でいきなり条件闘争に入っているということで、要望書の②はいらないのではないのか。10月の1カ月前に出されたのにもう条件闘争に入っているのは弱腰でないのか。せっかく資料の1ではよいことを言っているのに、これではだめだと思うので伺う。

新井課長

① 普及センターの人員は平成18年度以前で13名、統合によって9名になった。平成20年度4月からはさらに1名減って8名である。

② 弱腰ではという指摘だが、平成18年度に普及事業に対する見直しの基本方針を定めていて、道内7つの普及センターが統合対象になった。既に2カ所については平成18年度の時点で統合されている。残りの5つについては場所が決まった段階で順次統合していくということもあった。それらを踏まえ基本的には反対であるが、そういった報告もあることを考え合わせこのような要望書にした。

副委員長

北海道の機構改革の一環で目的は普及員を減らす以外にないと思うが、それについてはどう言っているのか伺う。3年で1人減らされたわけで新十津川町花月から通ってくれば実質的に30分は違う。それを考えたら実質7名とか最後は8名を4名にしてしまうとか、それらについての北海道からの説明はあるのか。

新井課長

普及員自体は農業改良助長法の改正で減っている。退職が団塊の世代ということもあって、20人から30人と結構多く、資格等の問題もあって採用はできていない状況にある。今回の統合に当たって空知支庁でも新十津川支所が9名と滝川が8名で統合すれば17名になる。少ない人数でやるよりもたくさんの人数がいたほうがきめ細かな指導ができると言われている。将来像については道でも見直しが行われていて、普及員が大量にやめていく状況も踏まえて今後の普及所のあり方について検討していると聞いている。

委員長

他に質疑はあるか。

井上

芦別、赤平、滝川の地域の普及所は、新十津川に移ったら実質的な普及所の能

力がおかしくなる。こういうときに政治的なバランスで、力学的に動いていると思う。営農センターの構想もあるのだから、実利を取ることを考えるべきと思う。回答はいらない。

委員長

この件について一言申し上げたい。私も何回も会議できついことを言ってきたが、基本的に普及員事業というのは現場主義で、現場なくしては普及員の事業は成り立たない。手薄になっては大変な荒廃につながる。そういったことを再認識するためにも、この考え方を話していかなければならないと思う。先日、芦別の議員に会って皆で声を挙げないと見捨てられた状況になる。しっかり連携を取ってやろうと話をしてきた。これで終わったのではなく結果がどう出ようとしていても、我々の意見はしっかり伝えて、その事後処理も意見が通ったときには対応できるよう実績を残していかなければと思っている。意見である。他に質疑はあるか。(なし) (14)について報告済みとする。

委員長

(15)について説明を願う。

(15) 畜産試験場滝川試験地の廃止提案について

新井課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

井上

9月議会で取り上げたが市の動きが遅い。これは北海道の用地だから北海道との関連があるので連携をしっかりしなければならない。今、行政財産で北海道にいったら普通財産になるので処分の仕方などたくさん出てくる。独立行政法人になろうとする今がチャンスで、用地とか実態がどこまで掌握されているのかと思う。道議会議員はパイプ役をしてもらえるので相談しなければならない。ワーキンググループを立ち上げたのだから大いに生かして活躍してほしい。農業大学校滝川キャンパス構想というのは、今どうなっているのか。

新井課長

北海道で進めていたが出発段階において、財政難等により保留、凍結されている状況である。

委員長

他に質疑はあるか。(なし) (15)について報告済みとする。

(16)について説明を願う。

(16) 平成20年度産麦・米の出荷状況について

新井課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。(なし) (16)について報告済みとする。

(17)について説明を願う。

(17) たきかわ物産展 in 東京の結果について

若山課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。(なし) (17)について報告済みとする。

2. 第4回定例会以降の調査事項について

委員長

別紙のとおり確認してよいか。(よし) 継続することに決定した。

3. その他について

委員長

米の試食会について、ことしの予定はどうか。

阪本主査

第4回市議会定例会の初日9日、昼食休憩時間に行いたいと考えているのでお知らせする。採種組合からいただいたななつぼし1種である。当日は、昨年同様、豚汁と漬物を用意する。食費は300円徴収する。

委員長

全体を通して、その他について何かあるか。(なし)

4. 次回委員会の日程について

委員長

次回委員会の日程については、正副委員長に一任願えるか。(よし)

以上をもって、第14回経済建設常任委員会を閉会する。

閉 会 12:31